

岐阜市エンゲージメント調査等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、岐阜市エンゲージメント調査等業務を行う事業者を公募型プロポーザル方式により公正かつ公平な方法で選定するために必要な事項を定めるものである。

応募者は、本実施要領の内容を踏まえ、企画提案書及び関係書類を提出するものとする。

2 業務目的

全国的に、少子化・人口減少の進展や価値観の多様化、労働環境の変化等が進む中、本市においても職員採用試験の受験者数の減少や、若手や中堅層職員の離職が増加するなど、優秀な人材の確保が困難になりつつある。

また、職員のメンタル不調者が増加傾向であることや、業務の質の確保、優秀な人材の育成も課題となっている。

そのような中、質の高い市民サービスを持続的に提供していくためには、全ての職員が仕事にやりがいを感じ、持てる力を存分に発揮できるよう、職員のエンゲージメント（※）の向上を図っていく必要がある。

本プロポーザルは、職員のエンゲージメントを向上させる取組を実施し、組織の健全化、組織力の向上、個人の意欲向上、人材の定着につなげていくため、柔軟かつ高度な発想力・設計能力、豊富な経験等を有する事業者を選定するものである。

（※）職員のエンゲージメント…職員の働きがいや意欲、組織に対する思い入れ、愛着等

3 業務内容等

- (1) 業務名 岐阜市エンゲージメント調査等業務委託
- (2) 業務内容 別紙「岐阜市エンゲージメント調査等業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 選定方法 公募型プロポーザル方式
- (5) 契約者数 1者
- (6) 予定価格 20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加資格

参加者は、(1)及び(2)の要件をいずれも満たしている者とする。

(1) 資格要件

参加者は、次のいずれにも該当しなければならない。

ア 岐阜市競争入札参加者選定要綱（平成13年6月1日決裁）第2条に規定する岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

エ 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間に、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定による資格停止措置を受けていない者であること。

オ 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）に規定する排除措置対象法人等に該当しない者であること。

カ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(2) 実績要件

参加者は、平成17年4月以降に、次のいずれかの業務を元請で受託し、公告日現在において当該業務が完了している企業であること。

ア 国又は地方公共団体のエンゲージメントに係る調査・分析及び支援業務

イ 民間企業のエンゲージメントに係る調査・分析及び支援業務

5 実施スケジュール

本プロポーザルの予定は、下記のとおりとする。

内容	年月日
実施要領の公表（公告）	令和7年6月6日（金）
質問受付期限	令和7年6月13日（金）
質問の回答	令和7年6月20日（金）
企画提案書等提出期限	令和7年7月3日（木）
審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和7年7月14日（月）
審査結果通知発送、審査結果の公表	令和7年7月中旬予定
契約締結	令和7年7月下旬

6 提出書類等

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次の書類を提出すること。

書類名	様式	提出部数
参加表明書兼誓約書	様式1	1
提案者情報書	様式2	10
業務実績調書	様式3	10
業務責任者及び業務主任者情報	様式4	10

暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書	様式5	10
企画提案書	任意様式	10
業務実施体制調書	様式6	10
見積書	様式7	10
見積内訳書	様式8	10

(2) 留意事項

ア 1事業者につき1提案とする。

イ 提出書類は、原則としてA4サイズで統一すること。やむを得ず異なるサイズの資料を入れこむ場合は、A4サイズに揃えて折り込むこと。

ウ 紙ファイル等に綴じ、提出すること。

エ 各ページの下部にページ番号を通して振ること。ただし、各様式の1ページ目は奇数ページになるよう、必要に応じて空白ページを挿入して調整すること。

オ 各様式の1枚目に「様式○」「企画提案書」のように様式番号等を記載したインデックスシールを貼付すること。

カ 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とすること。

キ 企画提案書は、別紙仕様書に基づき、少なくとも次に掲げる項目を明記すること。また、別紙「評価基準」を参考に、提案者の適正や優位性を分かりやすく記載すること。

- ・エンゲージメント調査の実施（調査内容の作成・庁内向け説明資料作成、調査の実施、調査結果の分析及び報告書作成など）
- ・改善策に関するマニュアルの作成（マニュアルの構成・内容など）
- ・令和8年度以降の調査等についての助言等
- ・人事考課制度に係る改善提案
- ・別紙「評価基準」に基づく審査に必要な事項

ク 企画提案書の書式は、文字サイズを 11ポイント以上とし、20ページ以内とすること。

(3) 応募方法

ア 応募書類の提出方法

全ての提出書類を「イ 受付場所」に持参し、又は郵送すること。ファックスや電子メールでの応募は認めない。郵送の場合は「配達記録郵便」等、配達の記録が残る方法をとること。

イ 応募書類の受付場所

岐阜市行政部人事課

〒500-8701 岐阜市司町40番地1岐阜市役所11階

ウ 応募書類の受付時間

午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

エ 応募書類の提出期限 令和7年7月3日（木） 午後5時（必着）

※ 未着、遅延等の場合は、失格として取り扱う。郵送する場合には、十分な余裕をもって発送すること。

(4) 提出書類の取扱い

ア 受付終了後は、応募書類の追加、訂正、差し替え及び再提出は認めない。

イ 提出書類は、一切返却しない。

ウ 提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。

エ 提出書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。

オ 提出書類は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例28号）に基づく公開請求により、個人に関する情報等の非公開とすべき部分を除き公開されることがある。このため、企画提案書の作成に当たっては、公開の対象となることを前提に内容を記載すること。

カ その他

①本実施要領をはじめ、本プロポーザルに係る全ての書類については、本プロポーザルにおける提案目的以外による使用、複製及び転載を禁止する。

②参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式9）を、持参又は郵送により人事課に提出すること。なお、辞退した場合でも提出書類は返却しない。

また、郵送の場合は、「配達記録郵便」等、配達記録が残る方法をとること。

7 質問の受付及び回答方法

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問書（様式10）により電子メールで提出すること。

その際の件名は、「岐阜市エンゲージメント調査等業務委託に関する質問（法人名等）」とすること。

(2) 提出期限

令和7年6月13日（金） 午後5時（必着）

(3) 提出先

岐阜市行政部人事課 jinja@city.gifu.gifu.jp（メールアドレス）

(4) 質問に対する回答方法

ア 質問者を非公開の上、市ホームページにおいて掲載する。

イ 事業者選定において、公平性を保つことができないと認められる質問について

は、回答しないことがある。

ウ 質問に対する回答をもって、実施要領等の追加又は修正をしたものとみなす。

8 審査方法及び結果の通知方法等

(1) 審査委員会の設置

ア 岐阜市プロポーザル審査委員会規則（平成25年岐阜市規則第18号）に基づき、岐阜市エンゲージメント調査等業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査を行う。

イ 審査委員会は、委員5名で組織し、非公開で行う。

(2) 審査方法

ア 審査委員会が定めた審査基準に基づき、審査委員会において、企画提案書等の書類審査及びプレゼンテーションによるヒアリング審査により採点する。

イ 審査委員会の決定した合計点数の高い順に順位を決定する。同点の場合は、審査委員会の各委員の評価項目ごとに最も多く1位を獲得した提案者を優位とする。1位票が同数の場合は、その中から2位票の多い提案者を、さらに2位票が同数の場合は、3位票の多い提案者を優位とする。

ウ イで決定した順位が1位の提案者を最優秀者、2位の提案者を優秀者に決定する。

エ 基準点は、配点合計の6割とし、採点の結果が基準点に満たない場合は、最優秀者及び優秀者として、選定しないこととする。

オ 提案者が1者のみの場合も審査を行い、採点の結果が基準点を満たす場合は、当該提案者を最優秀者とする。

カ 基準点を満たす提案者が1者もない場合又は提案者がいない場合は、再度募集を実施する。

(3) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの持ち時間は1者につき20分を上限とし、その後10分程度の質疑応答を行う。

イ 出席者は、業務責任者及び業務主任者を含む3名までとする。

ウ 実施順序は、提出書類の受付順とする。

エ プレゼンテーションは提出書類のみを用いて行い、追加書類の配布や追加情報の使用は認めない。

オ プロジェクター及びスクリーン等の備品の使用も認めない。

カ プレゼンテーションの実施日時、場所等の詳細は、後日、文書にて通知する。

(4) 審査基準

ア 評価項目に係る配点構成は、別紙「評価基準」のとおりとする。

イ 評価点は、次の表のとおり5段階評価とし、それらの評価点に各評価項目の係数を乗じて得た点数を合計して採点する。

評価項目	評価点数
A：非常に高く評価できる	5点
B：高く評価できる	4点
C：概ね評価できる（標準）	3点
D：あまり評価できない	2点
E：全く評価できない	1点

(5) 審査結果の通知及び公表

- ア 審査結果は、速やかに提案者宛てに文書にて通知する。なお、電話等による問合せには応じない。
- イ 審査結果は、市ホームページで公表する。なお、審査結果において、最優秀者については提案者名と点数を明らかにし、それ未満の順位の提案者については、匿名にて点数を公表する。
- ウ 審査結果に対しての異議申立て等は、受け付けない。

(6) 契約

最終審査結果の通知後、速やかに本市と最優秀者との間で業務内容、仕様等の契約内容について協議の上、委託契約を締結する。仕様書等の詳細は、最優秀者がプロポーザルで提案した内容が基本となるが、プロポーザルで提案した価格の範囲内において、市と最優秀者との協議により最終的に決定する。最優秀者との協議が整わなかった場合は、優秀者と協議を行う。

9 プロポーザル参加に関する留意事項

(1) 共通事項

- ア 本プロポーザルの参加者は、本実施要領等を熟読し、これを遵守すること。
- イ 本プロポーザルに参加する者は、本実施要領等の内容及び決定内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- ウ 市が必要と認めるときは、募集を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

(2) 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 提出期限内に所定の書類を提出しなかった場合
- ウ 審査の公正性及び公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- エ 見積書において見積額が予定価格を超えている場合
- オ この実施要領、関係法令及び担当者が指示した事項に違反する場合

(3) 著作権、特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている事業手法等を用いた

結果、生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。

(4) 費用負担

本プロポーザルの参加に要する費用等は、提案者の負担とする。

10 事務局

〒500-8701 岐阜市司町40番地1 岐阜市役所11階

岐阜市行政部人事課人材戦略係 笠井・横井（一）

住所 岐阜県岐阜市司町40番地1

直通電話 058-214-2238

メールアドレス jijinji@city.gifu.gifu.jp

評価基準

No		評価項目	評価の視点	評点	係数	配点
1		類似業務の実績	・エンゲージメント調査等に関する業務実績は、十分なものであるか。 ・十分な専門知識やノウハウを有しているか。	5	×2	10
2	業務遂行能力	業務の実施体制	・業務に応じた担当者の配置や構成が明確か。 ・迅速、柔軟に対応できる体制か。 ・業務責任者及び業務主任者の実績は十分か。	5	×2	10
3		実施スケジュール	・スケジュールは、明確で業務を円滑に実施できるものとなっているか。 ・手順、業務量は妥当か。 ・スケジュールを随時見直すなど柔軟に対応できるか。	5	×1	5
4	(1)	提案内容	・学術的な裏付けなど具体的な根拠に基づく設計が期待できるか。 ・市の組織状態を客観的に把握でき、組織風土や人事制度等の改善に寄与することが期待できる内容となっているか。 ・職員にとって回答しやすく、負担にならない調査内容の作成が期待できるか。	5	×2	10
	(2)	調査実施	・実施前に、職員に対して本業務の意義・重要性・内容等を説明し、十分理解を得ることができるか。 ・実施方法について、仕様書記載の項目を踏まえた具体的な提案（職員への事前告知、スケジュール、回答手法など）がなされているか。 ・回答の精度や回答率向上の方策について、具体的な提案がなされているか。	5	×2	10

No		評価項目		評価の視点	評 点	係 数	配 点
4	(3)	提 案 内 容	データ分析の方法	・組織状態を細分化し、正確な現状把握（見える化）が期待できるか。 ・問題点・課題点・解決方法などを明確に整理することが期待できるか。 ・分析に用いる根拠・技術の信頼性は高いか。 ・調査結果の集計・分析方法について、具体的に有用な提案がなされているか。	5	×2	10
	(4)		報告書の作成及び対応策	・エンゲージメント向上のために特に改善が必要な要素を特定し、組織課題に対する具体的な対策に繋がることが期待できるか。 ・エンゲージメント向上に繋がる実効性の高い施策の提案が期待できるか。 ・理解しやすく、的確に共有される報告書の作成が期待できるか。	5	×2	10
	(5)		マニュアル作成	・実効性の高い改善策に関するマニュアル（調査結果の傾向ごとに「原因、対応法の方向性、対応策の具体例等」が記載されたもの）が期待できるか。	5	×2	10
	(6)		人事考課制度に係る改善提案	・問題点・課題点・解決方法などを明確に整理することが期待できるか。 ・制度の更なる充実を図るため、実効性の高い施策の提案が期待できるか。	5	×2	10
	(7)		独自提案・強み	・仕様内容のほかに提案者独自の有益な支援を期待できるか。 ・他社にはない強みがあるか。	5	×2	10
	(8)		価格点	・価格点の算定式 満点（5点）×提案価格のうち最低応募価格／自社の応募価格 ※上記計算式をもって算出した数値の小数点以下第2位を四捨五入した数値を得点とする。	5	×1	5
合計							100